

埼玉県生活環境保全条例の規定に基づく特定機器の取扱い及び特定物質の回収、処理等に
あたって配慮すべき事項に関する指針

平成14年3月29日 埼玉県告示第595号

特定機器の取扱い及び特定物質の回収、処理等に当たって配慮すべき事項に関する指針

1 特定機器の所有者又は管理者に関する配慮事項

特定機器を所有し、又は管理する者が特定機器の適正な取扱いをするために配慮すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 特定物質をみだりに大気中に排出しないこと。
- (2) 特定機器の冷却性能が低下する等、冷媒の漏えいのおそれがある場合には、速やかに補修その他必要な措置を講ずること。

2 特定事業者又は特定機器の整備等を業として行う者に関する配慮事項

特定事業者又は特定機器の整備、修理若しくは移設を業とする行う者が特定物質の回収、処理等又は特定機器の整備、修理若しくは移設を行う際に配慮すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 特定物質をみだりに大気中に排出しないこと。
- (2) 回収した特定物質の移充てん（回収した特定物質を充てんする容器（以下「特定物質回収容器」という。）から他の特定物質回収容器へ特定物質の詰め替えを行うことをいう。）をみだりに行わないこと。
- (3) 特定物質回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。
- (4) 回収業者は、可能な限り回収効率を高めるよう努めること。
- (5) 処理業者は、可能な限り分解又は再生の効率を高めるよう努めること。

3 その他の配慮事項

- (1) 特定機器を購入しようとする者は、特定物質に代替する物質であってオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球の温暖化に深刻な影響をもたらさないものを使用した機器が市販されている場合には、安全性、経済的事情、エネルギー効率等も勘案し、当該製品を購入するよう努めること。
- (2) 事業者及び県民は、特定物質の回収及び処理の促進に関する教育及び学習の振興等、県が講ずる特定物質の排出の抑制のための施策に協力するよう努めること。
- (3) 事業者は、特定物質の回収及び処理の意義並びにこれらを行うために必要な知識について、従業員その他関係者に十分理解させるよう、様々な手段でその周知徹底に努めること。
- (4) 特定機器からの特定物質の回収の用に供する設備の製造を行う事業者は、回収効

率の高い設備の開発に努めること。

- (5) 特定物質の処理施設の製造を行う事業者は、使用及び管理が容易で、分解又は再生の効率の高い施設の開発に努めること。